

防府市地域生活支援促進事業実施要綱

令和4年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業に関し、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず障害者が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 障害児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 障害者等 前2号に規定する障害者及び障害児をいう。
- (4) 医療的ケア児等 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児及び重症心身障害児をいう。
- (5) 発達障害児 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児をいう。

(事業内容)

第3条 市長は、厚生労働大臣が定める地域生活支援促進事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき市長の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために政策的な課題に対応する事業を計画的に実施するために必要な事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 医療的ケア児等総合支援事業（別記1）
- (2) 発達障害児及び家族等支援事業（別記2）

(事業主体)

第4条 この事業の実施主体は、防府市とする。

(事業の委託)

第5条 市長は、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等の事業者や団体（以下「事業者等」という。）に、第3条に掲げる事業の全部若しくは一部を委託して実施することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により委託したときは、事業の実施主体としての役割を踏まえ、事業受託者と緊密な連携を図り事業の円滑な実施に努めるものとする。

3 市長は第1項の規定により事業の委託をしたときは、事業受託者に対し、年1回以上定期的な事業実施状況の報告を求めるとともに、必要に応じて実施状況の調査を行うことができる。

4 事業者等は、この事業の実施にあたり、利用者及びその家族の個人情報の保護について十分留意しなければならない。

5 3項の調査の結果、事業の機能が十分に果たされていないと認める場合は、事業の委託を取り消すものとする。

6 全各項の規定は、別に定めがあるときはこれを適用しない。

(職員の責務)

第6条 この事業に従事する者（以下この条において「職員」という。）は、利用者のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 職員は、事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加や他の職種との交流等あらゆる機会をとらえ、自己研鑽に努めなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別記1)

医療的ケア児等総合支援事業

(目的)

第1条 この事業は、医療的ケア児等の地域における受け入れが促進されるよう、体制の整備を行い医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 医療的ケア児等の協議の場の設置

地域において、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育、子育て等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場（以下「協議の場」という。）を設置する。協議の場においては、地域の現状把握、分析、連絡調整、支援内容等、地域全体の医療的ケア児等とその家族が直面する課題及びその対応策の検討を行う。

(別記2)

発達障害児及び家族等支援事業

(目的)

第1条 この事業は、ペアレントメンターの活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行い、発達障害児及びその家族に対する支援体制の構築を図る。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、市内に住所を有する者とする。

(事業内容)

第3条 この事業では、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

(1) ペアレントメンター活動等支援事業

発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行うペアレントメンターの活動の支援、活動に関する地域住民等への情報提供、相談希望者とペアレントメンターを適切に結びつける役割を担うペアレントメンター・コーディネーターの配置等を行う。

(2) 家族のスキル向上支援事業

保護者が子どもの発達障害の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するために、ペアレントプログラム（主に、子どもの観察方法を身につける）やペアレントトレーニング（主に、子どもへの対応方法を身につける）を実施し、その開催について地域住民へ情報提供を行う。

また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを修得するための研修を実施し、これらのプログラムを実施できる者の養成を行う。

(3) ピアサポート推進事業

発達障害の子をもつ保護者が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援をする。その際、保護者が活動に参加しやすくなるよう、会場の一部で託児を実施する等の取組を行うこと。

また、活動のファシリテーターとなる者の養成を行う。